

## 香蘭女子短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 27 年 10 月 1 日制定

令和 4 年 9 月 1 日改正

香蘭女子短期大学（以下、「本学」という。）は、「香蘭女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」に基づき、公的研究費の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

本学の教職員は、本規範を誠実に実行しなければならない。

- 1 研究者及び事務職員は、公的研究費の使用にあたり、関係する法令・通知及び本学の諸規程等を遵守しなければならない。
- 2 研究者は、公的研究費は本学が管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 3 事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を行うよう努めなければならない。
- 4 研究者及び事務職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者及び事務職員は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことがないように行動しなければならない。
- 6 研究者及び事務職員は、公的研究費に関するコンプライアンス教育を受講し、関係法令等の知識習得、事務処理手続及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 7 研究者及び事務職員は、公的研究費の不正使用を知り得た場合は、速やかに通報窓口に通報しなければならない。

この行動規範の改廃は、常任理事会の議を得て行う。